

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「(仮称)釜石広域風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和3年9月30日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)釜石広域風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書」について、株式会社ユーラスエネルギーホールディングスに対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、岩手県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 岩手県釜石市、遠野市及び上閉伊郡大槌町
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 42,900kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成30年 5月30日
環境大臣意見受理	平成30年 8月21日
経済産業大臣意見発出	平成30年 8月28日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成31年 1月 8日
住民意見の概要等受理	平成31年 3月14日
岩手県知事意見受理	令和 元年 6月13日
経済産業大臣勧告発出	令和 元年 7月 3日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 3年 1月15日
住民意見の概要等受理	令和 3年 3月17日
岩手県知事意見受理	令和 3年 7月13日
環境大臣意見受理	令和 3年 8月24日
経済産業大臣勧告発出	令和 3年 9月30日

問合せ先:電力安全課 沼田、江藤、須之内
電話:03-3501-1742(直通)

1. 総論

(1) 事後調査について

- ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。
- イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。
- ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。
- エ 対象事業実施区域及びその周辺において、本事業者による風力発電事業が計画されていることから、累積的な影響を踏まえ、地域全体の環境影響の低減を図ること。

(2) 拡張計画について

本事業の対象事業実施区域及びその周辺では、本事業者が拡張計画の環境影響評価手続を実施中であり、当該事業の環境保全措置が検討されているところである。本事業及び拡張計画での環境保全措置の検討に当たっては、その効果が十分に発揮されるよう、両事業一体での検討に努めること。

2. 各論

○鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されている。特にイヌワシについては、対象事業実施区域及びその周辺に主たる餌資源であるノウサギが生息し、かつハンティングが行われる開放地も広く分散して位置しているなど餌場となる環境が存在し、西サイト周辺を中心にイヌワシの採餌行動も確認されているが、本事業者による調査結果では、既設風力発電設備の周辺の利用を忌避していることが示唆されており、本事業でも同様な影響が継続する可能性が高いと考えられる。

また、平成14年の既設風力発電所の設置に当たり行った自主的な環境影響評価結果を取りまとめた「釜石広域風力発電事業環境影響評価調査報告書」では、イヌワシ等の希少猛禽類等への影響は小さいと予測されているにもかかわらず、平成20年9月には既設風力発電設備付近においてイヌワシの死亡個体が発見され、これはブレードに衝突し死亡したものと推察されている。

このため、本事業の実施に当たっては、1.(2)に記載した事項を踏まえ、以下の措置を適切に講ずること。

- (1) 本事業によるイヌワシの衝突リスク及びその生息環境への影響を回避するため、西サイトの風力発電設備（W01～W03）について、専門家等の助言を踏まえ、評価書の作成までに、飛翔状況や採餌環境を踏まえたイヌワシの衝突リスク及びその生息環境への影響について再度予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ再配置・基数削減を含めた再検討を実施するとともに、対象事業実施区域の内外において、本事業により利用できない餌場と質及び量において同等の機能を有する代替餌場の確保による環境保全措置を確実に講ずること。なお、

代替餌場については、次のア～カの条件を満たすものとする。

- ア 買収又は土地所有者との長期協定に基づき、餌場として同等以上の広がりをもつ土地を確保できていること。
- イ 確保した土地・森林等に係る法律上の規制等に関する手続が終了していること。
- ウ 代替餌場を長期的に維持・管理する計画が作成されていること。
- エ 確保した土地を餌場として利用する場合に、他の希少動植物に対し重大な影響を発生させないものであること。
- オ イヌワシの専門家の意見を踏まえ指標を設定し、本事業により利用できない餌場と質及び量において同等の機能を有することを確認すること。
- カ 現在イヌワシの採餌場所として利用されている場所の質の向上を図る場合は、失われる採餌場所の機能と同等以上の質の向上が図られたことが定量的に示されるものであること。

なお、以上の条件を満たす代替餌場が確保されない場合は、西サイトの風力発電設備の設置を取りやめること。

- (2) 前項ウの計画策定の際には、専門家、関係行政機関等による協議会（拡張計画で設置した協議会のメンバーを含む。）により、計画を検討し、当該計画を公表すること。その際、必要に応じ、住民等の意見を広く求め、計画をさらに改善するとともに、再配置や基数削減について再検討すること。
- (3) 供用後も、当該計画に従い、イヌワシの代替餌場の利用状況を継続的に調査し、その結果を公表するとともに、専門家、関係行政機関等による協議会を開催し、その意見を踏まえ、必要に応じて、代替餌場の質及び量の向上、風力発電設備の稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。
- (4) バードストライクの発生の可能性を低減するために、専門家の助言を踏まえ、ブレード塗装やシール貼付等鳥類からの視認性を高める措置を設備稼働前に講ずること。
- (5) 鳥類の風力発電設備への衝突に係る環境影響の予測及び環境保全措置の効果に関しては、大きな不確実性が伴うことから、既設風力発電設備の撤去時にイヌワシ等の飛翔や採餌行動に係る事後調査を適切に実施するとともに、稼働後にバードストライクの有無及びイヌワシ等の飛翔や採餌行動に係る事後調査を適切に実施すること。また、事前の予測結果と比較してバードストライクが懸念される飛翔状況や、バードストライクが確認される等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。
- (6) イヌワシの事後調査については、適切な期間設定を行うこと。
また、バードストライクに関する事後調査については、死骸の見落としや他の動物による持ち去りなどによる過小評価を回避するため、専門家等からの意見や国が示す技術情報等を踏まえ、十分な頻度で実施すること。
- (7) 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡又は傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡又は傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。特にイヌワシのバードストライクが発生した場合には、専門家等の助言を踏まえて、バードストライクが発生した風力発電設備及び同様に衝突する可能性が高い風力発電設備を停止するとともに、バードストライクの原因の解明を行い、その結果に基づき、原因を解決するための追加的

な措置を講じた上で稼働を再開すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

(岩手県知事からの意見書の写しを添付)